

\申告は正しくお早めに／

## 確定申告 / 町県民税申告 フローチャート

フローチャートで申告の必要の有無をご確認ください。なお、納め過ぎた所得税の還付申告を行う場合は、下の表に従わらず確定申告が必要です。

※一般的な例を示しています。

スタート

収入がない人	→ A
遺族・障害年金などの非課税所得だけの人 生活扶助を受給している人	→ A
給与収入がある人	→ B
公的年金収入がある人	→ C
それ以外（事業・不動産など）の人	→ D

### Aの方

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などに加入している  
は い → ② いいえ  
川島町在住の親族の税法上の扶養になっている  
は い → ③※1 いいえ → ②

### Bの方

次のいずれかに該当する  
・勤務先で年末調整をしていない※2  
・2か所以上で給与収入がある  
・給与収入が2,000万円を超える  
は い → ① いいえ

給与以外の所得がある  
は い いいえ  
↓  
給与以外の所得が  
20万円を超える  
は い → ① いいえ → ②

控除の追加がある  
医療費控除など※3 住宅ローン控除 いいえ  
↓  
源泉徴収票に記載の  
ある「源泉徴収額」  
が0円である  
は い → ②  
いいえ → ①

### Cの方

公的年金収入の合計が400万円を超える  
は い → ① いいえ  
↓  
公的年金以外の所得がある  
は い いいえ  
↓  
公的年金以外の所得が  
20万円を超える  
は い → ① いいえ → ③  
※所得税の還付がある人 → ①  
控除を追加する  
は い → ②  
いいえ → ③

### Dの方

合計金額（収入-経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい  
は い → ① いいえ → ②

### 申告の必要は？

#### ① 所得税の確定申告が必要です

所得税・復興特別所得税の確定申告をすれば、住民税の申告もしたことになります。

#### ② 町民税・県民税の申告が必要です

所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

#### ③ 申告は必要ありません

所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

※1 収入がなかった場合でも、課税（非課税）証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。また、子育て中の方、国民健康保険の軽減措置や国民年金保険料の免除申請を受けた場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合も住民税の申告が必要です。

※2 現在の勤務先で、住宅ローン控除や退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。

※3 扶養控除や医療費控除や生命保険料控除、社会保険料控除などのことです。

※4 住宅ローン控除の1年目の申告は税務署でお願いします。町の申告会場では受付できません。



詳しくは  
町ホームページを  
ご覧ください。

# 確定申告

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)

確定申告とは、1年間の所得に対する所得税額を計算して申告し、過不足を清算する一連の手続きのことです。申告が必要な方は、期間中に確定申告をお済ませください。

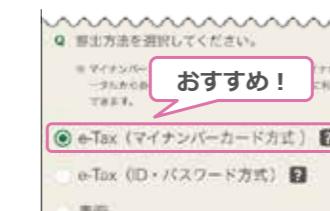
申告方法は以下の3つです。皆さんの行いやすい方法で手続きいただけます。

### 方法その1. 自宅からの申告（スマホで確定申告）

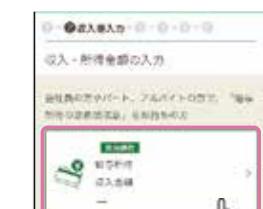
STEP 1 「確定申告書作成コーナー」  
へアクセス



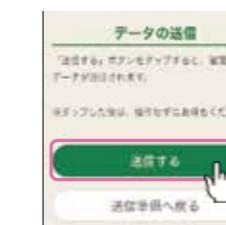
STEP 2 送信方法の選択  
マイナンバーカード方式  
ID・パスワード方式



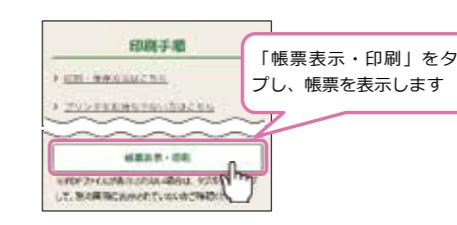
STEP 3 収入、所得、控除金額などの入力



STEP 4 申告内容の確認・送信



STEP 5 帳票PDFの保存・確認



詳しい操作手順や注意事項などは、国税庁ホームページからご確認ください。



### 方法その2. 川島町役場での申告

問 税務課 ☎ 049-299-1757

●受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

（土日、祝日は除く）

●場所 役場1階 多目的室

●内容 所得税・町県民税の申告相談

●備考 上記期間中、税務課窓口では申告相談を受付できません。また、マイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。



#### 町で受付できない申告

- 申告分離課税対象所得（土地・建物の譲渡所得、先物取引の雑所得、株式などの譲渡所得、上場企業などの配当所得）
- 青色申告
- 住宅ローン控除 1年目の申告
- 過年分（令和6年分以前）の申告
- 準確定申告

### 方法その3. 東松山税務署での申告

問 東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

① 還付申告のみの方 事前に電話予約が必要です。

●受付時間 午前9時～午後4時（土日、祝日は除く）

●期間 2月13日(金)まで

●場所 東松山税務署

税務署での申告の入場券は  
コチラからどうぞ！



国税庁 LINE  
公式アカウント

② すべての方 入場には整理券が必要です。

整理券は当日配付、または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得いただけます。

●期間 2月16日(月)～3月16日(月)

●場所 東松山市民文化センター（作成済み申告書の提出は税務署で受付します）